

令和8年度からの競争入札における最低制限価格について

令和8年4月8日

香美市財政課

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札において設定する最低制限価格の取扱いについては、次のとおりです。

1 建設工事における最低制限価格について

(1)建設工事（解体工事を除く）

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額により最低制限価格を算出します。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とします。

- | |
|---------------------------|
| ①直接工事費相当額に10分の9.7を乗じて得た額 |
| ②共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額 |
| ③現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額 |
| ④一般管理費等相当額に10分の6.8を乗じて得た額 |

※機械器具設置工事について

- ①直接工事費相当額は直接工事費及び直接製作費の合計とします。
- ②共通仮設費相当額は間接労務費及び共通仮設費の合計とします。
- ③現場管理費相当額は工事管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計とします。
- ④一般管理費相当額は工事制作及び工事現場の区分はなく、工事全体としての一般管理費とします。

(2)建設工事（解体工事）

予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とします。

2 測量・建設コンサルタント等業務における最低制限価格について（変更無し）

次に掲げる業務の種類ごとに定める範囲内で最低制限価格を定めるものとします。

業務区分	範囲
測量業務	予定価格の10分の6から10分の8.2
建設コンサルタント業務 補償関係コンサルタント業務	予定価格の10分の6から10分の8.1
地質調査業務	予定価格の3分の2から10分の8.5
その他業務	予定価格の10分の6

3 最低制限価格の端数処理について

万円単位（万円未満切捨て）となるように端数処理します。